

# 残土試料採取時の確認事項と手順概要書

(残土試料の採取は下記の手順に従って実施してください。)

## 1 残土採取容器の確認

- ① ジップロック (ビニール袋) (図.1 参照)  
重金属類、農薬類用
- ② ガラス瓶 (褐色) (図.1 参照)  
揮発性有機化合物 (VOC) 用

検体数分の容器が用意されていますか？

1検体当たり、ジップロックは5枚、  
ガラス瓶は5個必要です。

※埼玉県の場合には1検体当たり各10個

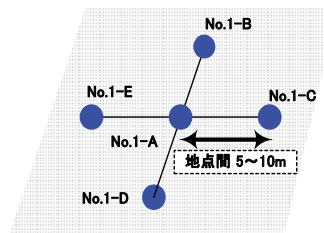


図.1 残土採取容器

## 2 残土採取地点の確認

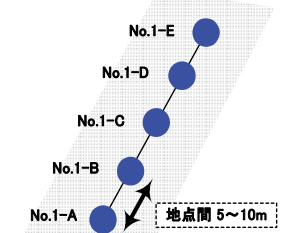
- ① 千葉県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、  
UCR 5箇所から採取してください。  
(当社にて混合して1検体と致します。)
- ② 各採取地点  
原則としてそれぞれ等間隔 (5~10m) と  
してください。(図.2 参照)

試料名:No.1とした場合



現場が広い場合の採取地点(例)

試料名:No.1とした場合



対象区が長い場合の採取地点(例)

図.2 残土採取地点参考例

## 3 残土採取方法の概要

- ① スコップ等で土壌を採取してください。  
各条例で推奨されている採取深度が異なりますので事前にご確認下さい。  
千葉県に搬出する場合は、深度方向にも均等に採取します。  
(図.3 参照)  
※詳細は『「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に関する地質試料採取についての注意事項』を参照してください。
- ② **5試料を5箇所より採取し、碎石、木片等が入らないようにし、  
其々のジップロック及びガラス瓶に土壌を入れる。  
尚、土壌採取量はジップロックには500g程度、ガラス瓶には  
瓶内に隙間ができないように入れてください。**(図.4 参照)
- ③ 試料を判別できるように採取後の容器にマジック等で地点名を  
ご記入ください。

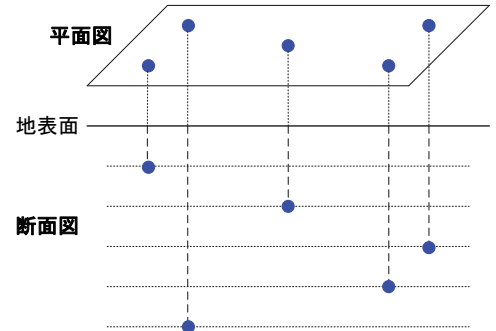


図.3 残土採取深度 (千葉)

## 4 採取した残土の送付方法

採取した試料をクーラーボックスに入れて当社へご返送ください。



図.4 残土採取試料 (例)

※行政への届出時には、地質分析 (濃度) 結果証明書その他、採取位置図、  
採取現場の写真等が必要になります。  
現場写真撮影の例については、別紙—残土採取手順書をご参照ください。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。 担当：明石、坂田 (内線 267、273)

